

**鳥取県監査委員公告第6号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、鳥取県知事から平成22年2月8日付鳥取県監査委員公告第3号で公表した平成20年度決算に係る財政的援助を与えているもの等の出納その他の事務の執行に関する監査の結果に関する報告（以下「平成20年度監査報告」という。）に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により次のとおり公表するとともに、同条第10項の規定により平成20年度監査報告に添付された意見に基づき措置を講じた旨の通知があったので、併せて公表する。

平成23年6月7日

鳥取県監査委員 山 本 光 範  
 鳥取県監査委員 米 田 由 起 枝  
 鳥取県監査委員 伊 木 隆 司  
 鳥取県監査委員 山 根 眞 知 子  
 鳥取県監査委員 興 治 英 夫  
 鳥取県監査委員 前 田 八 壽 彦

**1 指摘事項**

監査指摘	講じた措置
<p>1 文化観光局所管団体                      鳥取県立県民文化会館の鳥取県総合芸術文化祭メイン事業「ロマン街道・とっとり（音劇）」演出・監修等業務委託契約について、予定価格を決定していなかった。（財団法人鳥取県文化振興財団：文化政策課）</p> <p>2 福祉保健部所管団体                      (1) 財団法人鳥取県保健事業団新本部事務所改修工事について、予算措置せずに執行していた。また、退職給与金外20科目について、予算の流用等を行わず科目の予算を超えて執行していた。（財団法人鳥取県保健事業団：健康政策課）                      (2) 現金収納した健康診断料等の収入金について、取引金融機関への預入が遅延していた。（財団法人鳥取県保健事業団：健康政策課）                      (3) 消防用設備点検に係る委託料について、支出金額に誤りがあった。（財団法人鳥取県保健事業団：健康政策課）                      (4) 空調設備保守点検業務に係る委託契約外3件について、予定価格を決定していなかった。（財団法人鳥取県保健事業団：健康政策課）</p>	<p>会計書類のチェックが不十分だったことが原因であり、幹部経営会議を通じて、会計書類のチェック強化について再度周知徹底するとともに、県主催の平成22年度会計事務・公有財産事務等制度改正説明会に参加し、実務担当者の事務処理能力向上を図った。</p> <p>予算措置に対する認識不足が原因であり、再発防止のため、県主催の会計事務の研修会に必ず参加し、会計事務の詳細について教示を受けることとした。</p> <p>財務規程に関する知識が不十分であったことに加え、前回の監査で同様の注意を受けたことが後任者に引継ぎされていなかったことが原因である。再発防止のため、県主催の会計事務の研修会に必ず参加し、会計事務の詳細について教示を受けるとともに、監査指摘事項等についての事務引継を徹底することとした。</p> <p>過大に支出した金額は既に返還を受け、収納済みである。                      請求書と契約書の照合を怠ったことが原因であり、契約金額一覧表を作成し、支払時に照合するとともに、複数の職員による確認を徹底することとした。</p> <p>財務規程に関する知識が不十分であったことに加え、前回の監査で同様の注意を受けたことが後任者に引継ぎされていなかったことが原因である。再発</p>

<p>(5) 基本財産の運用として保有している鳥取県債(証書借入)について、県の発行した借用証書を紛失していた。(財団法人鳥取県臓器バンク：医療政策課)</p> <p>3 教育委員会所管団体</p> <p>(1) 鳥取県立布勢総合運動公園に係る物品貸付契約について、変更契約締結の事務手続が遅延していた。(財団法人鳥取県体育協会：公園自然課)</p> <p>(2) 鳥取県立倉吉体育文化会館に係る物品貸付契約について、変更契約締結の事務手続が遅延していた。(財団法人鳥取県体育協会：スポーツ振興課)</p>	<p>防止のため、県主催の会計事務の研修会に必ず参加し、会計事務の詳細について教示を受けるとともに、監査指摘事項等についての事務引継を徹底することとした。</p> <p>紛失した証書に係る県債については、県の保管する関係書類で確認することで同意済みである。</p> <p>重要な証書等は、金庫で保管することを徹底し、事務局長が責任を持って厳重に管理することとした。</p> <p>購入物品の納品場所が、当該物品の借受者の管理する施設であったことから、貸付契約を行わずとも借受者の貸付物品使用に支障が生じないという誤った判断により、県所管課及び借受者双方の担当者が手続を怠っていたことが原因である。再発防止のため、貸付物品の購入手続と平行して、県所管課及び借受者双方が貸付契約の準備を進め、物品購入手続完了後、速やかに貸付契約を締結するよう徹底した。</p>
---	--

## 2 監査意見

監査意見	講じた措置
<p>1 指定管理者制度の適正な執行について</p> <p>今回監査を行った指定管理施設において、協定書に定める業務が適正に行われていない事例が昨年の監査に引き続き散見された。</p> <p>協定書に定める業務を指定管理者が適正に執行しているか確認するのは所管課の責務であるが、協定書において整備することとされている帳簿の未整備や承認を受けていない利用料金の設定など、執行状況を確認しておけば生じていない不適正な事例があった。</p> <p>多くの指定管理施設において、平成18年度の指定管理者制度の導入から3年を経過して二度目の指定となっているが、県の財産である県立施設を指定管理者に任せきりにしているのではないかと危惧するものである。</p> <p>一方、再委託する場合の事前承認など、必要以上の事務手続を協定書に規定していると思われる。公の施設の管理運営に民間能力を活用するという指定管理者制度の趣旨や現状を踏まえ、それらの必要性や有効性について再度検討することが必要と考える。</p> <p>については、県は、制度の趣旨を踏まえ協定書の事務手続を再度検討し、実態に合うよう見直すとともに、業務の実施状況を適宜確認するなど指定管理者制度の適正な執行を図られたい。</p>	<p>業務効率推進課</p> <p>指定管理施設の管理の適正を期するため、所管課で業務報告書等による点検と実地調査を行っているが、今回の意見を踏まえて、改めて調査の履行の徹底を指示するとともに、今後は必要に応じて実地調査の実施状況を確認することとした。</p> <p>また、協定書に規定する事務手続については、次期選定に向けて施設ごとに再検討を行うこととした。</p> <p>なお、指定管理施設の業務の再委託を詳細に把握する必要のない分野の業務（修繕、清掃等）については、個々の業務内容に応じて包括的に再委託承認等を行うこととした。</p>
<p>2 財務会計規程の整備と遵守体制について</p> <p>出資団体の多くが、契約の手続や会計その他財務に関する事務手続については鳥取県会計規則(昭和39年鳥取</p>	<p>業務効率推進課</p> <p>出資団体に県が主催する会計事務研修会への参加</p>

県規則第11号)や鳥取県建設工事執行規則(昭和48年鳥取県規則第66号)等(以下「会計規則等」という。)を準用して行っているところであるが、その会計規則等に準じている契約事務等について不適正な事例が散見された。

団体が独自に定めた財務会計規程による事務についても不適正事例が見受けられ、これらは、職員が会計規則等や独自の規程をよく理解していないことが原因と考えられる。

このため、会計規則等や独自の規程を職員に徹底する必要がある、内部研修を実施するとともに、県の会計事務研修等に職員を積極的に参加させる等の方法により会計規則等や独自の規程について習熟させることが必要と考える。

また、会計規則等や独自の規程の内容が、団体の業務の実態に適合していないことも不適正事例の原因と考えられることから、機会を捉えてこれらが実態に即したものとなっているか検討し、財務会計事務の適正な執行を担保しつつ、独自の規程を整備していくことも必要と考える。

については、県は、会計規則等を準用している出資団体について、会計規則等の習熟を深める機会を確保するとともに、会計規則等の改正等の情報をこれらの団体にも提供するなど、所管課と団体が連携を密にして情報の交換を行い、団体の業務の実態に合わせた財務会計事務が適正に行われるように配慮されたい。

### 3 財団法人鳥取県国際交流財団の周知と利用促進について

財団法人鳥取県国際交流財団(以下「国際交流財団」という。)は、本県における国際交流推進の基盤づくりと国際交流活動の支援を行い、県民、民間団体及び行政が一体となって全県的な国際交流活動を推進することにより、国際性豊かな県民の育成と地域の活性化を図るとともに、世界に開かれ、世界に貢献する鳥取県づくりに寄与することを目的に設立された財団である。

平成20年12月現在、県内には5,000人弱の外国人が在住している。しかし、国際交流財団の存在と活動が広く県民に知られているとはいえず、また、国際交流財団の事務局及び国際交流活動の拠点となる国際交流センター(国際交流財団が管理)は鳥取空港内にあり、バス等の公共交通機関の利便性が悪く、県民や外国人にとって利用しやすい状況にあるとはいえない。

については、県は、国際交流財団のホームページや機関紙のさらなる充実について協力するとともに、県政テレビ番組等県の広報媒体を利用した広告活動にも努め、新

を呼びかけるとともに、会計規則等を改正した時には、改正内容を出資団体に周知することを徹底した。

また、各所管課が、監査等での指摘事項に対する団体の改善対応について確認し指導を行う中で、必要に応じて財務会計規程の見直しも検討するよう促した。

文化観光局(交流推進課)

国際交流財団では、財団のホームページのトップページで業務内容全体が分かるようホームページを全面リニューアルするとともに、機関誌・チラシの配布先の見直しなどを行った。県も、広報媒体の充実に協力するために、県の広報媒体を積極的に活用するよう働きかけている。

また、より利用しやすい拠点となるための方策について、県内在住外国人の意見も聞きながら検討することとした。

交流時代に向けて国際交流財団の存在や活動についてより一層県民への周知を図りたい。

また、県民や外国人がより利用しやすい活動拠点となるための方策について、立地や交通手段等も含めて検討されたい。

#### 4 財務事務処理の機能強化について

財団法人中海水鳥国際交流基金財団(以下「基金財団」という。)の財務事務処理において、財務規程に定められた調定手続を行っていない、会計帳簿が整備されていないなど基本的な手続が行われていない不適正な事例が多数見受けられた。

これらの不適正な事例は、職員が公益法人会計について不慣れなことにより、財務事務手続をよく理解せずに業務を行っていること及び基金財団のチェック体制が不十分であったことが原因と考えられる。

については、県は、米子市と連携して基金財団の財務事務処理の機能強化を図りたい。

#### 5 補助事業者との連携について

鳥取県民生児童委員協議会(以下「県協議会」という。)は、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年鳥取県規則第22号)及び県の補助金交付要綱に基づき、間接補助金の交付要綱を制定し、地区民生児童委員協議会及び地域民生児童委員協議会(以下「地区協議会等」という。)に間接補助金を交付している。

しかし、県協議会が地区協議会等に交付決定する際に県の補助金交付要綱に定める変更等の条件を記載せずに通知していたり、地区協議会等からの交付申請書や実績報告書に内容に誤りのある書類が添付されているなど、県協議会及び地区協議会等双方とも補助金事務に精通していないと思われる状況が見受けられた。

また、県協議会が定めている間接補助金の交付要綱において、県の補助金交付要綱の趣旨と異なった交付条件の規定を定めるなど、県との連携が十分行われていないと思われる状況が見受けられた。

については、県は、県協議会と十分調整を行って補助金交付事務の整合を図るとともに、適正な補助金事務の執行に配慮されたい。

#### 6 財務事務処理の機能強化及び内部統制の強化について

財団法人鳥取県保健事業団(以下「保健事業団」という。)の会計処理において、前回監査(平成19年度実施)において指摘し、及び注意したにもかかわらず、今回の監査においても予定価格の未決定(前回指摘)や現金の取引金融機関への預入の遅延(前回注意)など同様の事例や、その他予算執行や契約事務等についての不適正な事例が多数見受けられた。

文化観光局(交流推進課)

基金財団では、少人数の職員で規模の大きな米子市の財務規程を準用し続けることは無理があると判断し、同規模の別の財団の財務規程を参考にして、独自の規程を作成し、平成23年度から適用することとした。

福祉保健部(福祉保健課)

県と県協議会がそれぞれの補助金交付要綱を改正して整合を図るとともに、県協議会が適正な補助金事務を執行できるよう、県は、連携をとりながら、適宜指導及び監督を行うこととした。

福祉保健部(健康政策課)

保健事業団では、今回の指摘を受けて、理事会で対応を協議し関係者の処分等を行ったところであり、今後は、研修参加による担当者の資質向上やチェック体制を改善するとともに、役員による内部統制を強化することとしている。

県としても、経理担当職員の知識不足改善のため、

これらの不適正な事例は、理事の法令遵守に対する認識不足や、経理担当職員の財務規程に対する知識が不十分であること及び当該法人の業務の適正を確保する体制（いわゆる内部統制）が十分機能していないことが原因と考えられる。また、監事監査も不十分であると考えられる。

については、県は、保健事業団の経理担当職員の資質向上及び内部統制の強化を図りたい。

#### 7 基本財産の運用について

財団法人暴力追放鳥取県民会議（以下「鳥取県民会議」という。）の平成20年度の基本財産（4億4,700万円：平成20年度末）の運用収入は992万4千円となっており、運営上重要な財源となっている。

基本財産の運用のうち、平成20年4月にユーロ円債（運用期間30年）を1億円購入している。国内金利の低下に伴い、必要な運営資金を確保しようとしたことは理解できるが、この債券は、為替レートの変動によって金利が変動し、円高となった場合は金利がゼロになる可能性がある。更に、運用期間が30年と長期に設定されており、運用期間の途中で売却は、当該債券の市場性が低いいため困難か、あるいは元本をき損する可能性があり、商品価値が低くなると考えられる。

鳥取県民会議の基本財産運用規程によると、基本財産の運用に当たり、専務理事を運用責任者として運用計画を作成し、理事会の承認を得る体制となっているが、この債券の購入に当たって運用にまつわる様々なリスクについて精緻な議論がなされた経過が見られず、実効性のあるリスク査定等運用について十分に審議をする体制となっているか疑問である。

また、責任の所在が不明確で、仮に運用が失敗した場合には、専務理事、理事会、理事長がどのような責任を取るのか明らかでない。

これらを踏まえ、また昨今の経済情勢を考えると、基本財産の運用について懸念が生じるものである。

については、県は、今後の基本財産の運用について、基本財産運用規程を改正し、確実かつ有利な運用が行われるよう見直しを図りたい。

県が開催する会計事務研修会への参加を促し、また、保健事業団と密に連携を取りながら適正な事務処理が行われるよう支援を行うこととした。

警察本部（組織犯罪対策課）

鳥取県民会議では、運用期間が長期の外国債は購入しない旨を基本財産運用規程に盛り込むこととした。なお、現在購入しているユーロ円債は、期間中に解約すると元本が保証されないことから、償還時期まで所有することとした。